

章		確認項目	遵守状況
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	1 理事会機能の充実	<p>(1)理事会の適切な運営</p> <p>1)理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。</p> <p>2)理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明(注)を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。</p> <p>(注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。</p> <p>3)理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。</p> <p>4)理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。</p> <p>5)外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。</p> <p>6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。</p>	<p>○</p> <p>理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。理事会は、理事長が招集し、欠席理事については、議題ごとの意思表示を行う議決権行使書を得るなど適切に運営している。</p> <p>また、理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者である学長や事務局長を理事に任じている。</p> <p>理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。</p> <p>また、外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。文部科学省主催の学校法人の運営等に関する協議会資料の送付や夏期拡大FDSD等への参加要請など、理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。</p>
		<p>(2)理事長・理事</p> <p>1)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>2)理事長の代理権限順位を明確に定めている。</p> <p>3)理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。</p> <p>4)理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。</p> <p>5)理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。</p>	<p>○</p> <p>理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っており、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。</p> <p>理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。</p>
		<p>(3)理事の選任</p> <p>1)寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。</p> <p>2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。</p> <p>①名古屋文理大学学長 又は 名古屋文理大学短期大学部の学長 但し学長が併任したとき 1人</p> <p>②評議員のうちから評議員会において選任した者</p> <p>③学識経験者のうち理事会において選任した者</p> <p>3)理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。</p> <p>4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。</p> <p>5)理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。</p> <p>6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。</p> <p>7)外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めている。</p>	<p>○</p> <p>寄附行為に定める人数である6人の理事を置き、学長など理事となる者は適切に選任されている。理事長、理事の兼務状況、配偶者または3親等以内の親族の人数の制限について適切である。理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めており、外部理事を2人選任している。</p>

章		確認項目	遵守状況
第2章	2 監事機能の充実	<p>(1)適切な監査体制</p> <p>1)監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。</p> <p>2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。</p> <p>3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。</p> <p>4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。</p> <p>5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。</p>	<p>○ 監事は財産の状況等を監査し、毎年監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。監事はその義務と権限を理解し、会議に出席しており、意見を述べている。また、文部科学省主催の学校法人の運営等に関する協議会資料の送付や夏期拡大FDSD等への参加など、監事に対し、研修及び情報提供の機会を設けている。</p>
	<p>(2)監事の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。</p> <p>1)監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。</p> <p>2)監事を2人以上置いている。</p> <p>3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。</p> <p>4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。</p> <p>5)監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。</p>	<p>○ 監事は私立学校法及び学校法人の寄附行為に則り、評議員会の同意を得て、2人選任している。また、監事の他の学校法人の兼務状況、親族の人数の制限等について適切に選任されている。監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。</p>	
第3章 自律的なガバナンス体制の確立	3 評議員会機能の充実	<p>(1)評議員会の適切な運営</p> <p>1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。</p> <p>①予算及び事業計画</p> <p>②事業に関する中期的な計画</p> <p>③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>④役員に対する報酬等（報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準</p> <p>⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>⑥寄附行為の変更</p> <p>⑦合併</p> <p>⑧目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>⑨寄附金品の募集に関する事項</p> <p>⑩その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>	<p>○ 左記にある重要事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。</p>
	<p>(2)諮問機関としての評議員会</p> <p>1)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。</p> <p>2)評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている。</p>	<p>○ 評議員会の役割、権利等について寄附行為に明記しており、寄附行為は本学HPに記載し周知されている。また、評議員に対し、評議員会内等で情報提供の機会を設けている。</p>	
	<p>(3)評議員の選任</p> <p>1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。</p> <p>①この法人の職員で理事会において推薦されたもののうちから、評議員会において選任した者</p> <p>②この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者</p> <p>③学識経験者のうちから、理事会において選任した者</p> <p>2)学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。</p> <p>3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。</p>	<p>○ 評議員は寄附行為に則り、評議員会で選任した者、学校法人の卒業生で理事会で選任した者、学識経験者のうち理事会で選任した者を適切に選任している。評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数13人を選任している。</p>	

章		確認項目	遵守状況
第3章 教学ガバナンスの充実	1	私立大学・私立短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実 (1)学習成果、3つのポリシーの周知 1)学習成果を明示し、内外に周知している。 2)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。	○ 学習成果については本学HPに明示し、また、3つのポリシーについて本学HPや学校案内、募集要項に掲載・明示し、学内外に周知している。
		(2)認証評価結果をふまえた中期的計画の策定 1)7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。 2)定期的に自己点検・評価を行っている。 3)学校法人の中期的な計画のうち、私立大学・私立短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○ 令和2（2020）年度に短期大学部で、令和3（2021）年度に大学で認証評価を受け、適格の認定を受けている。自己点検評価委員会を設置し年に1度、自己点検・評価を行っており、中期的計画には認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。
	2	学長のリーダーシップと教員組織の充実 (1)学長の役割 1)学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。 2)学長は、立学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。 (2)学長の補佐体制と教員組織 1)本学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。 2)教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	○ 学長は規程等に基づき適格な人材が選任されており、立学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。
	3	教職員の資質向上 (1)教職員の資質向上 1)教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。 2)事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。 3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	○ 関連規程を整備し、教職員の質向上のためFDやSDを適切に実行している。また、組織の活性化を図るため、各種委員会などにおいて教職協働による運営体制が整備されている。

章		確認項目	遵守状況
第4章 情報の公開と公表	1 情報公開と発信	<p>(1)財務書類の作成、公開</p> <p>1)学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。</p> <p>①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の支給等の基準</p> <p>2)1)の情報について、⑦については最新のもの、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。</p> <p>3)学校法人は、法令に基づき、1)の内容を公表している。</p> <p>4)学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。</p>	<p>本学HPで法令に基づいた情報公開を行っている。また、各事務所に、法令に基づき、財産目録など左記の書類を閲覧に供すべく備え置いている。</p> <p style="text-align: center;">○</p>
		<p>(2)教育情報の公表</p> <p>1)本学は、下記の情報を公表している。</p> <p>①本学の教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業生数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用 ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援</p>	<p>本学HPにて教育情報の公表を適切に行っている。</p> <p style="text-align: center;">○</p>